

令和6年度固定資産税（償却資産）申告の手引

岩倉市役所総務部税務課

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加・減少した償却資産について、申告書を作成し、下記の期限までに提出してください。なお、資産の増減がない場合も、下記の記載例を参照し、申告書の提出をお願いします。

提出期限 **令和6年1月31日（水）**

【資産の増減がない、廃業、解散、転出したときの記載例】

資産の増減がない場合は、ここに○をつけて提出してください。

廃業、解散、岩倉市から転出した場合は、ここに○と日付を記入し、提出してください。

18 備考（添付書類等）該当項目に○をつけてください

1.新規 2.資産増減あり 3.資産増減なし

4.廃業、解散、転出（ 年 月 日）

5.合併（ 年 月 日）

住所

合併会社名

6.その他

郵送の際は、右のラベルを切り取り、封筒に張り付けてご利用ください。

✂️キリトシ

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

岩倉市役所税務課
固定資産税グループ 行
（償却資産申告書 在中）

I. 償却資産の申告

1. 提出書類

- ① 償却資産申告書
資産の増減のある・なしにかかわらず、提出していただくもの
- ② 種類別明細書
令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加・減少した資産を記入するもの
- ③ 借用資産明細書
リース資産など他者から借り受けて使用している資産を記入するもの
- ④ 特例適用を証明する書類
課税標準の特例（6ページ参照）の適用を受ける場合は、それを証明する書類

2. 提出期限

令和6年1月31日（水）

3. 提出場所及び問合せ先

〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地
岩倉市役所総務部税務課 固定資産税グループ

TEL 0587-38-5806
(内線 574・575)

4. 申告義務

毎年1月1日現在に償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、その資産について所定の事項を所在地の市町村長に申告することになっています。

5. 申告されない場合、虚偽の申告をした場合

- ① 申告されない場合、地方税法第386条により過料を科されることがあるほか、同法第368条により延滞金を加えて不足税額を追加徴収されます。
- ② 虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条により罰金等に処せられることがあります。

6. 過年度への遡及について

申告漏れ等に伴い、取得年月が前年より前の資産がある場合は、当年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及して課税しています。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年が限度となっています。

～ eLTAX（エルタックス）による電子申告 ～

償却資産の申告は、インターネットを利用した電子申告でも可能です。

電子申告を利用される場合は、利用届出事前審査など手続きが必要となります。詳しくはeLTAX ホームページをご覧ください。

II. 償却資産の概要

1. 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人による営業や、不動産や駐車場等の貸付をしている方等事業を行う者が所有する、その事業の用に供することができる資産（構築物、機械、工具、器具、備品等）のことをいい、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の対象となります。また、次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。

- ※ 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ※ 簿外資産（償却済資産も含まれます。）で、事業の用に供することができる資産
- ※ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- ※ 未稼働資産（まだ稼働していないが、すでに完成している資産）

2. 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、必ずしも営利又は収益を得ることを直接の目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動については事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

3. 建築設備の家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取り扱いますので、漏れなく申告してください。

① 家屋として取り扱うもの

- ✓家屋所有者が所有する建築設備で、「家屋と構造上一体」かつ「家屋の効用を高める」もの

② 償却資産として取り扱うもの

- ✓構造的に家屋と一体でないもの（屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外せるもの）
- ✓独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ✓工場等における特定の生産又は業務の用に供されるもの（電気設備、ガス設備等）
- ✓サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備）

4. リース資産の取扱い

リース資産の申告は、契約の内容により、資産を貸している方が申告対象となる場合と、資産を借りて実際に事業されている方が申告対象となる場合があります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 ・オペレーティングリース ・所有権移転外ファイナンスリース 等	不要	申告必要
売買にあたるようなリース資産 ・所有権移転ファイナンスリース 等	申告必要	不要

※ 売買にあたるようなリース資産とは、ファイナンスリースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価によって譲渡、無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件の取引です。

5. 償却資産の種類と具体例

資産の種類	課税対象となるものの例		
構築物	<ul style="list-style-type: none"> ■簡易な間仕切り ■緑化施設 ■アスファルト舗装の路面・駐車場等 	<ul style="list-style-type: none"> ■露天式立体駐車設備 ■コンクリート造下水道 ■庭園 	<ul style="list-style-type: none"> ■門、塀 ■広告設備 ■農業用ビニールハウス
	賃貸ビル等の家屋に付加された内装及び付帯設備（次ページ参照）		
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ■漁業用設備 ■総合工事業用設備 ■農業用設備 ■飲食店用設備 ■太陽光設備 	<ul style="list-style-type: none"> ■飲食料品小売業用設備 ■食料品製造業用設備 ■飲料、たばこ、飼料製造業用設備 ■飲食料品卸設備 	<ul style="list-style-type: none"> ■宿泊業用設備 ■道路貨物運送業用設備 ■倉庫業用設備 ■洗濯業、理容業、美容業、又は浴場業用設備
船舶	■ボート	■ヨット	■釣船
航空機	■飛行機	■ヘリコプター	■グライダー
車両及び運搬具	■台車	■大型特殊自動車	■構内運搬車
	※ナンバープレートの分類番号が0、00～09及び000～099、9、90～99及び900～999		
工具、器具及び備品	<ul style="list-style-type: none"> ■パチンコ台 ■パチスロ機 ■テレビゲーム機 ■看板、ネオンサイン ■パソコン、サーバー ■プリンター ■テレビ、レコーダー 	<ul style="list-style-type: none"> ■複写機、レジスター ■応接セット ■厨房用品（陶磁器製又はガラス製のもの以外） ■理容、美容機器 ■無人駐車場管理装置 ■陳列棚 	<ul style="list-style-type: none"> ■電話、通信設備 ■冷暖房機器 ■冷蔵庫、冷凍庫 ■診療用ユニット ■事務用椅子、机 ■自動販売機 ■切削工具、測定工具

[注] ①ビルの一室等を借りられて、ご自分で内装等を施工された場合は、内装・設備一式等も償却資産となります。

②自己所有の建物を通常の維持管理上の必要から補修された場合等の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、申告の必要はありません。

課税の対象とならないもの

- ✓ 自動車税、軽自動車税などの課税対象となる車両
- ✓ 無形固定資産（ソフトウェア、工業権、特許権、電話加入権等）
- ✓ たな卸資産（商品、製品、貯蔵品等）、繰延資産（開業費等） 等

6. 少額資産の取扱いについて

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて取扱いが異なります。

償却方法 \ 取得価格	取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	申告必要 ※1	申告必要	申告必要	申告必要
中小企業特例	申告必要 ※2	申告必要	申告必要	-
3年一括償却	<u>不要</u>	<u>不要</u>	-	-
リース資産（ファイナンス）	<u>不要</u>	<u>不要</u>	-	-
一時損金算入※3	<u>不要</u>	-	-	-

※1. 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

※2. 取得価額が10万円未満で中小企業の特例を適用した資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産のみ申告対象となります。

※3. 耐用年数1年未満又はその取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時損金又は必要な経費に算入するもの。

7. 賃借人（テナント）が施工した内装等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントといいます。）が、ご自分の費用で内装や電気・ガスその他の設備を一式、施工されている場合、それらの資産については、テナントの方が償却資産として申告していただくことになります。

設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
	同じ場合		異なる場合	
	償却資産	家屋	償却資産	家屋
床、壁、天井仕上等		○	○	
広告塔、ネオンサイン	○		○	
ビル等における受電設備、発電機設備、蓄電池設備	○		○	
工場等の動力源である電気設備、電話交換機等	○		○	
屋外電灯照明設備	○		○	
屋内電灯照明設備		○	○	
給排水・衛生・ガス・消火栓設備、スプリンクラー設備等		○	○	
工場用ベルトコンベア	○		○	
エレベーター、エスカレーター等		○	○	
ホテル、病院、寮、社員食堂等の厨房設備	○		○	
冷凍倉庫における冷凍設備	○		○	

III. 償却資産の税額・評価額について

1. 償却資産の評価

償却資産の評価は取得時期、取得価格及び耐用年数が基本となります。

固定資産税（償却資産）は国税の減価償却と異なり、評価額の最低限度を取得価格の5%としています。

① 令和5年中に取得した資産 評価額＝取得価格×(1-r/2)

② 令和4年までに取得した資産 評価額＝前年度評価額×(1-r)

※ r…耐用年数に応ずる定率法による償却率

償却資産減価残存率表

耐用年数	償却率	減価残存率		耐用年数	償却率	減価残存率	
	r	1-r×1/2	1-r		r	1-r×1/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

<計算例>

○令和5年5月に取得価格500,000円、耐用年数5年のものを購入した場合

令和6年度 = 500,000円 × 0.815 = 407,500円

令和7年度 = 407,500円 × 0.631 = 257,132円（小数点以下切捨て）

令和8年度 = 257,132円 × 0.631 = 162,250円（小数点以下切捨て）

（省略）

令和12年度 = 40,763円 × 0.631 = 25,721円（小数点以下切捨て）

令和13年度 = 25,721円 × 0.631 = 16,229円 < 25,000円（取得価格の5%）

※ 令和13年度で、評価額が取得価格の5%を下回るため、令和13年度からは25,000円が評価額になります。

2. 償却資産の課税標準

賦課期日（1月1日）現在に、岩倉市内にあるすべての償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。ただし、特例又は非課税の適用を受ける資産がある場合は、この合計額から控除額を差し引いたものが課税標準額となります。

3. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3に規定される一定要件を備えた償却資産は、課税標準額の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

また、地方自治体が特例率を定めることができる「わがまち特例」が導入されているため、他自治体と特例率が異なる場合があります（下表の特例率に「※」が記載されているもの。）。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例

施設・設備の種類	特例率	適用条項	添付書類
汚水又は廃液の処理施設	1/2※	地方税法附則第十五条	第2項第1号 ・特定施設設置届出書の写し ・仕様書
ごみ処理施設	1/2		第2項第2号 ・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
一般廃棄物の最終処分場	2/3		第2項第3号 ・仕様書
産業廃棄物処理施設	1/2		第2項第4号イ ・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
	1/3		第2項第4号ロ ・仕様書
下水道除害施設	4/5※		第2項第5号 ・除害施設設置（変更）届出書の写し ・仕様書
太陽光発電設備	2/3※		第25項第1号イ ・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
	3/4※		第25項第2号イ ・仕様書
特定事業所内保育施設	1/2※		第32項 ・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し ・仕様書
雨水貯留浸透施設	1/3※		第42項 ・認定を受けていることを確認できる書類 ・認定計画書 ・仕様書
中小企業等経営強化法による先端設備等 ※令和5年4月1日以降の取得	賃上げ表明による特例適用なし	第45項	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等導入計画に関する事前確認書」の写し ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し 【賃上げ表明による特例適用を希望の場合】 ・従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面 【リース資産でリース会社が届ける場合】 ・リース契約書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
	賃上げ表明による特例適用あり		

4. 非課税が適用される償却資産

老人福祉法による老人福祉施設、児童福祉法による児童福祉施設等、地方税法第 348 条に規定される一定要件を備えた償却資産

5. 償却資産の免税点

課税標準額の合計が 150 万円に満たない場合は、課税されません。ただし、150 万円未満であっても申告する必要はあります。

6. 税率

償却資産の税率は、「1.4%」です。

<計算例>

○課税標準額が 1,987,900 円の場合の年税額

$$\begin{array}{l} \underline{1,987,000} \text{ 円} \times \underline{1.4/100} = 27,818 \quad \longrightarrow \quad \boxed{\text{税額 } 27,800 \text{ 円}} \\ \text{(1,000 円未満切捨て)} \quad \text{(税率)} \qquad \qquad \qquad \text{(100 円未満切捨て)} \end{array}$$

※ 土地や家屋をお持ちの方は、土地・家屋の課税標準額も合算して計算されます。

7. 償却資産の申告書の書き方

次ページ以降の記載例を参考にして記入してください。

- ① 用紙は感圧複写紙（ノーカーボン紙）となっていますので償却資産申告書・種別明細書は 2 枚 1 組として、記載してください。
- ② 記載はボールペン等により、見やすい字で丁寧に書いてください。
- ③ 「種別明細書（増加資産・全資産用）」には、前年中取得した資産及び申告漏れのあった資産について記載してください。
- ④ 今年度初めて申告される方は、全資産を記載してください。令和 5 年以前に申告されていて、資産の増減のない方は、そのまま提出してください。
- ⑤ 前年中に減少資産のある方は、記載例のように抹消してください。
- ⑥ 借用資産明細書は、他の事業所より借り受けて使用している場合に提出してください。
- ⑦ 資産の種類が多い場合など手書きでの申告書作成が困難な場合は、独自の様式での申告や、電子申告も受け付けておりますので、ぜひご利用ください。
- ⑧ マイナンバーを記載した申告書の提出を受ける際には、なりすまし行為を防ぐため、番号法に基づく本人確認を行いますのでご協力をお願いします。また、郵送で提出する場合は、下記確認書類の写しを添付してください。

✓本人が申告書を提出する場合

① 身元確認書類

個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障がい者手帳・在留カード 等

② 番号確認書類

個人番号カード・住民票（個人番号付）・通知カード（氏名・住所に変更がない場合）

✓代理人が申告する場合

上記書類に加え、代理人の身元確認書類及び委任状等の代理権確認書類が必要です。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記載例

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 6 年 1 月 31 日

提出する日付を記入してください。

【1住所 2氏名】

打ち出されている氏名に変更がある場合は二重線で消して訂正してください。
住所と納税通知書送付先が異なる場合は、納税通知書の送付先を記入してください。

【取得価額】

前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年までの申告に基づき、取得価額を印字しています。
前年中に減少したもの(ロ) (イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。
前年中に取得したもの(ハ) 今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。

令和 6 年 1 月 31 日

岩倉市長殿

いわくらのさかえまち1ちよめ66ばんち

岩倉市栄町一丁目66番地

0587-66-1111 (電話)

いわくらかぶしきがいしゃ

岩倉株式会社 代表取締役 岩倉 太郎

(屋号)

交付印

令和 6 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

*所有者コード

900600-1

3 個人番号又は法人番号	0123456789012	8 短縮耐用年数の承認	有
4 事業種目(資本等の額)	製造業 (5 百万円)	9 増加償却の届出	有
5 事業開始年月	昭和 50 年 4 月	10 非課税該当資産	有
6 この申告に 応答する者 の氏及び 氏名	経理係 岩倉 二郎 (電話 0587-66-1111)	11 課税標準の特例	有
7 理士等 の氏名	〇〇会計事務所 (電話 0587-△×-□×〇△)	12 特別償却又は圧縮記帳	有
		13 税務会計上の償却方法	定額法
		14 青色申告	有

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 岩倉市栄町一丁目66番地
16 借入資産(有無)	〇リース(株) (株)△△リース
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)	(二)
1 構築物	1500000	0	1500000	1500000	
2 船舶	3600000	100000	2300000	5800000	
3 航空機					
4 車両及び運搬具					
5 工具器具及び備品	300000	150000	330000	480000	
6 合計	5400000	250000	2630000	7780000	
資産の種類	評価額(イ)	決定価格(ロ)	課税標準額(ハ)	件数	18 備考(添付書類等)該当項目に○をつけてください
1 構築物					1. 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 資産増減あり 3. 資産増減なし
2 船舶					4. 廃業 解散 転出 () 年 月 日
3 航空機					5. 合併 () 年 月 日
4 車両及び運搬具					住所
5 工具器具及び備品					合併会社名
6 合計					6. その他

記入不要です。
ただし、電算処理による申告の場合は記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

令和6年度

所有者コード		所有者名		種類別明細書(増加資産・全資産用)		枚のち	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	(イ) 取得価額 十億 百万 千 円	(ロ) 耐用年数	減価償却率
1		アスファルト舗装	1	H 18 04	1500000	10	
2		旋盤	1	S 58 10	3500000	10	
2		回転盤	1	H 05 04	100000	14	
6		タイムレコーダー	1	H 19 04	150000	5	
2		50トンプレス	1	R 05 04	450000	10	
2		高速旋盤	1	R 05 04	1850000	10	
6		DEF消火器	2	R 05 06	330000	8	
6		複写機	1	H 02 10	200000	5	
6		パソコン	1	H 28 05	150000	4	
17					8130000		

- 【注意事項】
- ① 1月1日現在の状態で記載してください。
 - ② 前年までに申告されたことのある方は、申告状況を印字しており、1年間の資産推移について記載してください。初めて申告される方は、全資産を記載してください。
 - ③ 電子申告または独自様式で提出される方は、減少資産がわかるように提出してください。

【資産の種類】
資産の種類に記載する数字は下表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

資産の種類ごとと並べて記載してください。

【資産減少】
前年中に減少した資産は二重線で消してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、2、5、6に掲げる耐用年数を記載してください。
なお、中古資産については、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

【一部修正の場合】
資産の数量等修正がある場合は、二重線で消し、修正後の情報を記入してください。

【増加事由】
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

【取得価額】
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額を記載してください。併せて、下記にご留意ください。
① 圧縮記帳は、固定資産税の評価上認められません。
② 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その費用の取得価額全額を記載ください(事業割合による取得価額の区分は認められません。)
③ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲りつけた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載してください。

(注) 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

借用資産明細書の記載例

借用資産明細書

令和6年1月1日 借用資産がありましたら、この用紙に記載してください。

【借用者住所・氏名】
資産を借り受けている者の住所・氏名を記入してください。

〔売買として取り扱うリース資産については、種類別明細書
(増加資産・全資産用)に記載してください。〕

資産の名称等	数量	設置年月		契約年月		1ヵ月リース料	借用者住所・氏名	電話番号	所有者コード
		年	月	自 年	至 月		岩倉市栄町一丁目66番地 岩倉株式会社	0587-66-1111	
旋盤	2	H24年	4月	自 H27年 至 R 6年	4月 3月	100,000円	岩倉市栄町一丁目〇〇番地 △△リース(株)	0587-〇〇×-△□〇×	※
フォークリフト	1	H24年	4月	自 H27年 至 R 6年	4月 3月	50,000円	岩倉市栄町一丁目〇〇番地 △△リース(株)	0587-〇〇×-△□〇×	※
フライス盤	1	R2年	10月	自 R 2年 至 R 6年	10月 3月	230,000円	岩倉市旭町一丁目□□番地 (株)××リース	0587-△△-〇〇×□×	※
									※
【設置年月】 資産が設置された年月を記入してください。		【契約年月】 資産が設置される期間を記入してください。		【1ヵ月リース料】 1ヵ月の賃借料を記入してください。					【貸主住所・氏名】 資産を貸している者の住所・氏名を記入してください。
		年	月	自 年	至 月				※
【注意事項】									
① この明細書は、他の事業所より借り受けて、岩倉市内に設置されている資産がある場合に提出してください。									
② ※印は記入しないでください。									
		年	月	自 年	至 月				※
		年	月	自 年	至 月				※
		年	月	自 年	至 月				※
		年	月	自 年	至 月				※